第六条の二の二第一項中「放課後等デイサービス」の下に「、居宅訪問型児童発達支援」を加え、同条第五項中「通う障害児」の下に「又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児」を加え、同条第四項の次に次の一項を加える。

この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第二十一条の五の二中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　居宅訪問型児童発達支援

第二十一条の五の六第四項中「第二十一条の五の十五第二項第六号（第二十四条の九第二項」を「第二十一条の五の十五第三項第六号（第二十四条の九第三項」に改める。

第二十一条の五の七第十四項中「による」の下に「審査及び」を加える。

第二十一条の五の十五第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第六号及び第七号中「、第二十一条の五の二十三第一項」の下に「又は第三十三条の十八第六項」を加え、同項第九号中「第二十一条の五の二十三第一項」の下に「又は第三十三条の十八第六項」を加え、「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同項第十号及び第十一号中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の十九第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

第二十一条の五の十五に次の一項を加える。

都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第三十三条の二十二第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十一条の五の三第一項の指定をしないことができる。

第二十一条の五の十八第四項中「次条第二項」を「次条第四項」に改める。

第二十一条の五の十九に第一項及び第二項として次の二項を加える。

指定障害児通所支援事業者は、第二十一条の五の三第一項の指定に係る特定障害児通所支援の量を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

第二十一条の五の十八から第五項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十一条の五の二十三第一項第一号中「第二十一条の五の十五第二項第四号」を「第二十一条の五の十五第三項第四号」に改め、同条第二項中「指定障害児通所支援又は」を「障害児通所支援又は」に改める。

第二十一条の五の二十四第二号中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同条第三号中「前条第一項」の下に「又は第三十三条の十八第六項」を加える。

第二十四条の三第十一項中「による」の下に「審査及び」を加える。

第二十四条の九第一項中「があつたものについて」を「により、当該障害児入所施設の入所定員を定めて、」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害児入所施設の入所定員の総数が、第三十三条の二十二第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害児入所施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十四条の二第一項の指定をしないことができる。

第二十四条の十三に第一項及び第二項として次の二項を加える。

指定障害児入所施設の設置者は、第二十四条の二第一項の指定に係る入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項の指定の変更を申請することができる。

第二十四条の九第二項及び第三項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十七第一号中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第四号」を「第二十一条の五の十五第三項第四号」に改める。

第二十四条の十八第三号中「前条」の下に「又は第三十三条の十八第六項」を加える。

第二十四条の二十四第一項中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改める。

第二十四条の二十六第六項中「による」の下に「審査及び」を加える。

第二十四条の二十八第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の十五第二項（」を「第二十一条の五の十五第三項（」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第二十四条の三十六第一号中「第二十一条の五の十五第二項第五号」を「第二十一条の五の十五第三項第五号」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第二章中第八節を第十節とし、第七節の次に次の二節を加える。

第八節　情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表

第三十三条の十八　指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。